

松本市公告第191号

松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託業者選定に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和8年6月5日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託

(2) 業務内容

別紙「松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

4 募集要項関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和8年6月24日（水）正午まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。また、PDF形式の電子媒体（CD-R又はDVD）又は電子メールにより別途送付すること。

ア 参加表明書（様式第2号） 1部

イ 実施体制書（様式第3号） 1部

- ウ 会社経歴書（任意様式） 1部
- エ 登記事項証明書 1部（直近3カ月以内のもの。コピー可）
- オ 印鑑証明書 1部（直近3カ月以内のもの。コピー可）
- カ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分） 1部（コピー可）
- キ 納税証明書（直近3カ月以内のもの。申請者（本社）のみ。） 各1部（コピー可）
国税：法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明
市税：松本市に納税義務のある場合、滞納がないことの証明
- ク 社会保険等の加入を称する書類1部（コピー可）

6 質問の受付回答等

(1) 受付期限

令和8年6月15日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。（様式第1号）

※提出先メールアドレス：k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和8年6月18日（木）

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月24日（水）正午まで（必着）

(2) 提案書類

下記のア～カについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD-R又はDVD）1部を提出すること。

なお

ア 提案書類提出書（様式第4号）

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページを付記）

ウ 提案見積書（様式第5号）

エ 上記ウの内訳書（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式第6号）

8 審査会

本プロポーザル実施及び選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

松本地域路線バス公設民営エリア一括協定運行事業評価検証業務委託受託候補者選定委員会

(2) 審査方法

書面審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。全参加者の技術評価点が基準点（審査委員の技術評価合計点の6割）未

満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査日 令和8年7月22日(水)

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの) 期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期間内に提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 契約限度額を超える提案をした場合
- (6) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合

10 契約に関する事項

交渉順位第1位に選定された者を本業務の契約締結候補者として契約の締結交渉を行う。なお、交渉順位第1位認定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉順位第2位に選定された者との交渉を行うものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことができる。
- (6) 企画提案書等は、選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出書類の著作権は参加表明者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要の場合には、松本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例(条例第72号)に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。

12 問合せ先

担当 松本市交通部公共交通課 山崎、平林

TEL 0263-34-3033

FAX 0263-34-3202

メール k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp